

2025年3月24日・市議会最終日「環境影響評価条例制定」反対討論¹

上野 美恵子

議第55号「熊本市環境影響評価条例の制定について」、問題点を指摘し、反対討論を行います。

環境影響評価は、環境影響評価法第1条に「土地の形状の変更、工作物の新設等の事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする」と規定されているように、現在はもちろん将来にわたり、国民の生活環境が、憲法にも保障された「健康で文化的生活を確保すること」を目的としています。よって、企業・事業者が行う大規模な開発や建築による環境への影響を明らかにし、健康で文化的な生活に影響を及ぼす恐れがある場合には、環境保全についての配慮がなされなければなりません。

同時に、環境影響評価法では、環境影響評価を行うにあたっての国等の責務を明らかにしていますが、本市条例においても、環境影響評価を行う市の責務が明らかにされなければなりません。

今回提案されている熊本市環境影響評価条例は、政令市で20番目の制定となります。2021年10月に熊本市環境基本条例が改正され、「環境への配慮の推進」の規定が追加され、翌2022年3月に「第4次熊本市環境総合計画」が策定されたとき、「環境影響評価条例の制定」が明記されました。そこには、「本市の清らかな地下水や豊かな緑といった良好な自然環境のほか、熊本城などの本市の魅力である歴史文化遺産を持続可能なものとするため」と、環境影響評価の目指す目的が書かれていました。その後、3年を経て条例案提案に至りましたが、条例制定の効果として、①地下水や豊かな緑、歴史文化遺産の保全に向けて、地域特性に応じた環境影響評価制度を構築することができること、②県を介さず、直接事業者に対し、市が主体的に環境影響評価手続きを求め、直接意見を述べるなどの環境保全上の必要な措置がとれること、③社会情勢の変化により生じる環境問題などに対し、市独自の条例に基づく制度見直しで柔軟に対応できることなどが挙げられています。

その後、2023年4月に出された市長の諮問に基づき、2023年4月か

ら2024年3月までの約1年間に6回の環境審議会が開かれ、2024年3月27日に審議会の答申書が出されました。そこでは、検討の視点として、熊本市の地域特性に即した制度とすること、世界情勢や社会状況を踏まえた効果的な制度とすること、事業者によるより良い環境づくりを促す制度とすることなどが書かれています。

このような、法に基づく環境影響評価の趣旨や条例制定に至る検討の経緯を踏まえるならば、本市が策定する環境影響評価条例は、市民が全国に誇る熊本之宝である熊本城の景観や、74万市民のいのちの水・地下水を将来に守ることなどを、熊本市の特徴ある財産と位置づけ、それを守るための環境への配慮を目的としなければなりません。

今条例案は、別途制定される規則と一体のものです。規則に委ねられる点も含めて、問題点を指摘します。

問題点の第1は、環境審議会答申では、条例制定の背景に近年の大規模な開発事業等による環境への悪影響を未然に防止することについて言及しています。これを受ける形で、条例案には、大規模建築物・高層建築物を環境影響評価の対象に加えるものとなっています。しかし、この点での規模要件が高さ100m以上、延べ面積5万㎡以上となっており、中心市街地において景観計画に定める景観形成基準・熊本城周辺の一般地区・海拔55mを超えないという規定とは全く相容れません。しかも、環境影響評価条例では、中心市街地の熊本城周辺は、景観計画の基準があるのでアセスの対象とはなり得ないとの考え方を取っており、環境影響評価条例は機能しないことになっています。さらには、中心市街地でも、景観計画の景観形成基準の対象外となる熊本駅周辺地区については、大規模建築物についての特例措置の対象となるために、CA S B E E制度活用による代替が適用され、環境影響評価を逃れることとなります。要するに、今条例案は、大規模建築物がアセスの対象外となってしまうような内容です。大規模建築物に特例措置を設けるのは、大規模建築物を対象としつつも、特例措置によって今後すめられる「まちなか再生」を促進するためのものであり、いわばアセスを避けて開発を促進する規定です。全国の政令市では、大規模建築物を規模要件に加えている市が15市ありますが、そのうち特例措置を設けているのは6市にしかすぎません。自治体の判断で決め

るべき問題で、本市がアセスを逃れて、高層で大規模な開発促進する方向³へと舵を切る特例措置を設定したことは、景観も含めた環境の保全に逆行するもので、認められません。

そもそも大規模建築物が環境影響評価の対象とされたのは、大規模な開発による景観も含めた環境への悪影響を未然に防止することの必要性があったからです。しかし、むしろアセス条例の対象とならないことで、中心市街地への大規模な開発事業に道が開かれることにもなりかねません。熊本駅前熊本塔が再開発ビルとして建設したタワーマンション「ザ・熊本タワー」は地上36階建・高さ約123mです。このような高層ビルが中心市街地に乱立しても環境影響評価の対象とならないならば、いったい市の環境影響評価条例は何なのかと、誰しも思うのではないでしょうか。

第2に、地下水涵養の面では、条例案における指定地域の基本となる地域区分を行うための分野・地域・根拠法令に「地下水」や「地下水保全の重点地域」県や市の「地下水保全条例」がないために、条例に規定された特に環境への配慮が必要な地域である「指定地域」は「県立自然公園」「環境保護地区」「保安林」「公有水面に係る干潟・藻場」「熊本市風致地区」と国県市が指定する名勝・天然記念物となっています。環境審議会答申には、「熊本県環境影響評価条例では、本市全域が『地下水保全地域』として、県内の他の地域より規模要件が厳しく規定されている。このような地域特性を踏まえた地域区分や独自の対象事業を導入すること」と述べられており、この趣旨を踏まえるならば、「指定地域」には他の地域より厳しい規模要件を規定すべきであり、熊本市全域、少なくとも熊本市環境基本計画に規定される「地下水涵養促進地域」には「指定地域」の規模要件が適用されるような条例とすべきです。

さらに、熊本県は、2023年に県環境影響評価条例施行規則の対象事業を改正し、「地下水保全地域において十分な涵養等の取組みを行う事業について、その他の地域と同等の規模要件を適用する」としました。そのことによって、「事業による地下水の採取量」と「開発により減少する涵養量」の合計を超える涵養が行われることが確実と見込まれる場合は、規模要件を緩和し、国と同様の面積50ヘクタール以上とすることにしました。今回、熊本市の条例も市内全域の第1種事業については県条例と同じ規模要件とする規定となってお

り、本市条例案は、規制よりは開発に対する間口を広げる内容です。この点⁴でも、本条例案は認めがたい内容となっています。

最後に、環境影響評価は、事業者の事業実施に環境影響評価を行うことで、その結果をその事業に係る環境保全のための措置や事業内容に反映させるための措置をとることを求めるものです。しかし、規模要件の設定や特例措置を設けることによって、評価の対象にならなければ、条例制定の目的に全く相反することとなります。特に、大規模建築物や地下水で機能不全になる条例案は熊本市にとって、存在の意味がありません。

以上述べてきたように、今回提案されている本市環境影響評価条例案には、重大な問題点があり、賛成することはできません。

真に環境保全についての適正な配慮がなされることが確保されるような条例への改正を求めて、反対討論いたします。